承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS2－12	ボルボ　A25FTS	山崎マシーナリー株式会社	静岡県磐田市飛平松216番地1

経済産業省
環境省
○国土交通省告示第三十六号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十四年五月十四日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十四年六月二十八日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田雄一郎
環境大臣　細野　豪志

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS－719	AUSA　C150H×4	株式会社ノースウェスト	長野県松本市波田6526番地3

経済産業省
環境省
○国土交通省告示第三十七号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十四年五月十四日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十四年六月二十八日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田雄一郎
環境大臣　細野　豪志

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS－720	コマツ　883K2	株式会社小松製作所	東京都港区赤坂二丁目3番6号

○国土交通省告示第七百四十九号

調布飛行場の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年六月二十八日　国土交通大臣　羽田雄一郎

一　設置者の氏名及び住所　東京都　東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
二　空港の名称及び位置　調布飛行場　東京都調布市
三　変更した事項（変更前の事項については、平成十六年国土交通省告示第百八号を参照。）
　エプロン
　面積　十万七千三百八十平方メートル
四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成二十四年七月二十六日

○国土交通省告示第七百五十号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月二十八日　国土交通大臣　羽田雄一郎

第二項の表宮津ＶＯＲの項中「平成23年12月15日から平成24年６月27日まで供用休止」を「平成24年6月28日から供用再開」に改め、同表織部ＶＯＲの項を削る。

第五項の表宮津ＤＭＥの項中「平成23年12月15日から平成24年６月27日まで供用休止」を「平成24年6月28日から供用再開」に改め、同表織部ＤＭＥの項を削る。

附　則

この告示は、公示の日から施行する。

○国土交通省告示第七百五十一号

那覇空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年六月二十八日　国土交通大臣　羽田雄一郎

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　那覇空港照明施設
三　航空灯火の位置及び所在地　那覇空港内及びその周辺　沖縄県那覇市
四　変更した事項（変更前の事項については、平成十四年国土交通省告示第九十号を参照。）
　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表進入灯（標準式）の項配置等の欄中「滑走路36側末端から滑走路中心線の延長線上九百メートル」の上に「滑走路18側末端から滑走路中心線の延長線上四百八十メートルまでの間及び」を加え、「滑走路36側末端から滑走路中心線の延長線上百五十メートル」の上に「滑走路18側末端から滑走路中心線の延長線上二百七メートルから四百八十メートルまでの間及び」を加えた。
五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十四年七月二十六日

○関東地方整備局告示第二百三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年六月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月二十八日　関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百三十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
都留市田原一丁目五四四番から同市田野倉字下芦出一五一八番一まで	前	ＢＡ　七・〇〇～二八・〇〇メートル	六・〇〇〇キロメートル	上記Ａ・Ｂ及びＣは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	Ａ　七・〇〇～二八・〇〇メートル Ｂ・Ｃ　一一・〇〇～九八・八五メートル	五・六三四キロメートル 六・〇〇〇 六・四五七	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○四国地方整備局告示第百二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年六月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月二十八日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
三豊市高瀬町新名字天古九六八番一から同市高瀬町新名字天古一〇一八番六地先まで	前	二三・七一～二五・七三メートル	〇・〇一六キロメートル	
	後	二三・七一～二九・二七	〇・〇一六	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所